

様式第1号（第3条関係）



平成27年 4月10日

京丹後市議会議長 様

会派名 清風クラブ

代表者名 吉岡和信

(電話)



政務活動費交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称 清風クラブ
- 2 会派結成年月日 平成27年4月1日
- 3 代表者名 吉岡和信
- 4 経理責任者名 中村 雅
- 5 所属議員数 8人（別添名簿のとおり）
- 6 交付申請額（平成27年度分） 1,440,000 円

別紙名簿

会 派 名	議 員 名
清風クラブ	吉岡和信
	金田琮仁
	谷口雅昭
	中村 雅
	芳賀裕治
	堀 一郎
	松本経一
	由利敏雄



7 総務第 2 4 6 号
平成 2 7 年 4 月 2 1 日

清風クラブ

代表者 吉岡和信様

京丹後市長 中山



政務活動費交付決定通知書

平成 2 7 年 4 月 1 0 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

記

- 1 平成 2 7 年度政務活動費交付決定額 1, 4 4 0, 0 0 0 円

(参 考) 条例第 9 条の規定に基づく既交付決定額 平成 2 7 年 4 月 1 3 日現在	0 円
----------------------------------------------------	-----

様式第3号（第3条関係）



平成27年 6月24日

京丹後市議会議長 様

会派名 清風クラブ
代表者名 吉岡和信
(電話) [Redacted]

政務活動費変更交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 異動年月日 平成27年 6月24日
- 交付申請額
変更前 1,440,000円
変更後 1,305,000円
- 異動内容

区分	新	旧
会派の名称	清風クラブ	清風クラブ
代表者名	吉岡和信	吉岡和信
経理責任者名	中村 雅	中村 雅
所属議員数	7名	8名
異動のあった所属議員		金田琮仁

別紙名簿

会 派 名	議 員 名
清風クラブ	吉岡 和信
	谷口 雅昭
	中村 雅
	芳賀 裕治
	堀 一郎
	松本 経一
	由利 敏雄



様式第4号（第4条関係）

7総務第1072号

平成27年7月1日

清風クラブ

吉岡和信様

京丹後市長 中山 泰



政務活動費交付決定通知書

平成27年6月24日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 平成27年度政務活動費交付決定額 1,305,000円

(参考) 条例第9条の規定に基づく既交付決定額

平成27年4月10日現在

1,440,000円



(様式1)

平成27年 5月 8日

京丹後市議会議長 様

会 派 名 清 風 ク ラ ブ
代表者氏名 吉 岡 和 信

調査研究等計画書

下記のとおり計画しましたので届け出ます。

記

- 1 日程 平成27年 5月20日(水) 21(木)
- 2 場所 ①防衛省 東京都新宿区市谷本村町 5-1
②東京ビックサイト 東京都江東区有明 3-11-1
- 3 目的 ①米陸軍経ヶ岬通信施設に関する陳情活動
②教育ITソリューションEXPO「特別講演」の受講研修
- 4 該当する政務活動費の用途項目
①要請・陳情費
②研修費
- 5 概算経費 350,000 円
(交通費&宿泊代 (33,460 円+9,800 円) ×7 名=302,820 円
タクシー移動実費分)
- 6 参加議員名 吉岡和信・金田琮仁・中村 雅・芳賀裕治・堀 一郎・松本経一
由利敏雄 (以上7名)
- 7 参考添付資料等
①行程表
②防衛省への要請文(案)
③教育ITソリューションEXPO

清風クラブ東京視察の工程表

5月20日

6:11 峰山 (網野6:06) 始発

宮津乗り換え 丹後リレー2号

7:20 福知山乗り換え きのさき6号 9:03 京都着

9:18 京都 のぞみ4号 11:33 東京着

昼食後 市ヶ谷の防衛省に陳情

宿泊施設 スマイルホテル東京日本橋

東京都中央区日本橋茅場町2-13-5 ☎ 03-3668-7711

5月21日

11:00 東京ビックサイト 教育ITソリューションEXPO

草津市長 橋川 渉

15:00 東京駅 のぞみ233号 17:17 京都着

17:29 京都発 きのさき13号 18:51 福知山着

19:10 丹後リレー5号 19:41 宮津着

19:51 普通列車 20:24 峰山着

平成27年5月20日

防衛省〇〇
〇〇 様

京丹後市議会
清風クラブ 代表 吉岡和信

米陸軍経ヶ岬通信施設の騒音対策について（要請）（案）

日本政府から京丹後市に対し、米軍Xバンド・レーダー配備受け入れの要請が行われたことにつき、我々は、我が国の安全保障を取り巻く厳しい国際情勢や、日米両政府の合意の重み、青森県つがる市視察の結果などに鑑み、市民の安心安全の確保を前提に配備やむなしと判断した。

しかし、米陸軍経ヶ岬通信施設の本格運用により、施設内の発電機から昼夜を分かたず騒音が発生し続け、受忍限度を超えているとして近隣住民より多くの苦情と強い抗議が寄せられた。我々にとっても想定外の騒音であり非常に遺憾である。

発電機の消音機（マフラー）設置により、騒音レベルは減少したものの、測定調査の地点によっては、心身に係る苦情に関する参照値（屋内）を超えている。この現状は、住民の安心安全の確保の観点から到底看過できるものではなく、また、安全保障に取り組む政府への信頼感にも影響を与えかねないことから、貴職に対し、完全なる騒音対策を講じるよう強く要請する。

記

- 1、 早期に発電機の周囲に防音効果の高い遮音壁を建設すること
- 2、 高圧商用電力の供給を日本政府が主導して早急かつ迅速に行うこと

以上

資料

第 6 回 教育ITソリューション EXPO (EDIX)

教育現場の課題解決のための製品やツールが一堂に展示！日本最大の学校向け IT 専門展

入場区分: 商談

利用施設: 東 1・2 ホール

開催時間: 10:00-18:00

料金: 無料 (要登録) ウェブをご参照ください

主催者: リード エグジビション ジャパン 株式会社

連絡先: 教育 IT ソリューション EXPO 事務局

TEL: 03-3349-8510 FAX: 03-33442400

特別講演

S1 【小中高校コース】 2015 年 5 月 21 日 (木) 11:40~12:40

草津市を全国に誇れる教育日本一のまちへ！～市長の進める教育 ICT 化～



草津市では、教育日本一のまちをめざし、2014 年に全小学校でタブレット端末 3200 台の整備を市長主導でスタート。

ICT 化に向けて、様々な意見がある中、どのようにして、学校現場、職員、議会、市民に説明し、実現したか。構想から、予算化、実現に至るまでの全貌を語る。

草津市長

橋川 渉 氏

<講演者プロフィール>

生年月日 昭和 24 年 2 月 12 日

任期 平成 24 年 3 月 21 日から平成 28 年 3 月 20 日

略歴 昭和 48 年 3 月 京都大学文学部卒業

昭和 48 年 4 月 草津市採用

平成 11 年 4 月 出納室長

平成 14 年 4 月 環境部次長
平成 15 年 4 月 企画部次長
平成 16 年 4 月 立命館駐在事務所長(兼務)
平成 16 年 6 月 企画部長
平成 18 年 4 月 政策推進部長
平成 20 年 3 月 第 16 代草津市長
平成 24 年 3 月 第 17 代草津市長就任

座右の銘

「至誠」=極めて誠実な真心

「至誠にして動かざる者は、未だこれあらざるなり」(孟子)

=誠心誠意、ことにあたれば、人は必ず動いてくれる。

(様式2)



平成27年 5月29日

京丹後市議会議長 様

会派名 清風クラブ
代表者氏名 吉岡和信



調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 日程 平成27年 5月20日(水) 21(木)
- 2 場所 ①防衛省 東京都新宿区市谷本村町5-1
③幕張メッセ 千葉市美浜区中瀬2-1
- 3 目的 ①米陸軍経ヶ岬通信施設に関する陳情活動
③第1回国際ドローン展視察
- 4 該当する政務活動費の使途項目
①要請・陳情費
- 5 支出経費の内訳と金額 別紙資料①参照

①交通費&宿泊代	220,400円
②お菓子代	12,960円
③交通費(東京～海浜幕張まで)	3,300円
合計	236,660円
- 6 参加議員名
吉岡和信・金田琮仁・中村 雅・芳賀裕治・堀 一郎・松本経一
(以上6名)
- 7 調査研究成果の概要、所見
別紙 視察報告書 参照
- 8 成果物、資料等

調査研究等計画書の目的変更理由書

平成27年5月20日・21日に行う計画のうち、21日東京ビックサイトで行われる教育 IT ソリューション EXPO の特別講演 草津市長 橋川 渉氏による「草津市を全国に誇れる教育日本一のまちへ！～市長が進める教育 ICT 化～」を受講する予定であったが、東京への移動中に千葉県幕張メッセで開催される第1回国際ドローン展のことを新聞で知り、協議調整の結果、国内初の本格的なドローン技術の国際展示会であり、ドローン自体の存在が大きくクローズアップされている中、新たな流通インフラ・公共事業・農業分野など行政課題の解決への利活用に生かせる可能性が多くあり、貴重な機会であるとの判断にたち、調査研究先の変更行ったものである。

米軍経ヶ岬通信所施設に関する陳情活動報告書

京丹後市議会清風クラブ

陳情に至る状況概要

米軍経ヶ岬通信所のXバンドレーダー本格運用開始に伴い、施設内の発電機から日夜を分かたず騒音が発生し続け、受忍限度を超えている、と近隣住民から多くの苦情が出される事態となった。議会として、基地対策特別委員会の委員長・副委員長が近畿中部防衛局に対策の早期実施の要請に行くなどの対応を行い、発電機に消音器が設置されるなど、緊急の対応が実施され、騒音は多少減少したものの、地域住民から抜本的な防音対策を求める声は引き続き大きい。

抜本的な防音対策としては、関西電力の商用高圧電力引き込みが有効とのことだが、数年単位の時間がかかるため、当面の対策としては、発電機の周囲の防音パネルの高さをさらに高くすることや、防音壁をコンクリート等に変更することなどの対応を日本政府が行う必要がある。一刻も早く防音対策を実現するためには日本政府側の対応官庁である防衛省に直接出向き、防衛大臣政務官及び直接の担当部署である地方協力局長に対し、地域の実情や住民の声を直接強く届ける活動が必要と判断し、会派で陳情することとした。

陳情内容と対応

石川博崇防衛大臣政務官及び中島明彦地方協力局長に対し、防音対策の早期実現を求める要請文（※別紙参照）を直接手渡し、地域住民の防音対策を求める切実な声を直接届け、合わせて防音対策の具体的な計画やその進捗状況の説明を求めた。

石川防衛大臣政務官からは、米軍との調整や防衛省内部での具体的な検討も懸命に進めている、誠実に対応するとの回答があった。中島局長からは、米軍との調整に時間がかかったことや、防音や消音器の技術的な説明などもあったが、局長から8月の穴文殊祭りについて言及があった。我々としては8月末までに何らかの対策を進めることを示唆した回答であると受け止め、改めて早期の防音工事着工を強く要請した。



1、研修項目

「ドローン」についての理解と、行政課題の解決への利活用の可能性について

2、研修概要

千葉研幕張メッセで開催された第1回国際ドローン展に行き、出展の見学と合わせ、出展企業等の担当者から、ドローン技術の開発や活用の現状、行政課題の解決に生かせる部門の有無、規制の必要性などの説明を受けることができた。

3、所見

ドローンについては、近年、その存在が大きくクローズアップされている。国内初の本格的なドローン技術の国際展示会ということもあり、企業や自治体等多くの来場者が会場に視察に来ていた。ドローンの飛行特性を生かし、公共工事の測量や計測、橋梁やトンネル点検など、行政に関わる分野や、農業分野などにも新しいニーズや可能性があることなど、ドローンの利活用の広がりに対する理解を深めることができた。

京丹後市の行政課題への対応として、野生のサルの生息調査や群の移動調査への活用の他、集落近くの田畑や、人家の屋根などに出没したサルの追払いにドローンが活用できないか、と市民から問い合わせを受けた経緯があり、かねてから高い関心を持っていた。この点について出展企業の開発担当者に質問したが、開発に当たってそういうニーズがあることを想定していなかった、という回答だった。可能ならば京丹後市を実証研究フィールドにして、鳥獣被害対策への活用研究がお願いしたいところだ。

一方、海水浴場や温泉施設周辺での迷惑行為防止の観点から課題も感じられた。前記のような場所の他、不特定多数が集まる場所での飛行撮影の規制や、飛行の事前許可制など、市としての対策を今から研究しておく必要がある。



※別紙

平成27年5月20日

防衛大臣
中谷 元 様

京丹後市議会
清風クラブ 代表 吉岡和信

米陸軍経ヶ岬通信施設の騒音対策について（要請）

日本政府から京丹後市に対し、米軍 TPY-2 レーダー（Xバンドレーダー）配備受け入れの要請が行われたことにつき、我々は、我が国の安全保障を取り巻く厳しい国際情勢や、日米両政府の合意の重み、青森県つがる市視察の結果などに鑑み、市民の安心安全の確保を前提に配備やむなしと判断した。

しかし、米陸軍経ヶ岬通信施設の本格運用により、施設内の発電機から昼夜を分かたず騒音が発生し続け、受忍限度を超えているとして近隣住民より多くの苦情と強い抗議が寄せられた。我々にとっても想定外の騒音であり非常に遺憾である。

発電機の消音機（マフラー）設置により、騒音レベルは減少したものの、測定調査の地点によっては、心身に係る苦情に関する参照値（屋内）を超えている。この現状は、住民の安心安全の確保の観点から到底看過できるものではなく、また、安全保障に取り組む政府への信頼感にも影響を与えかねないことから、貴職に対し、完全なる騒音対策を講じるよう強く要請する。

記

- 1、 早期に発電機の周囲に防音効果の高い遮音壁を建設すること
- 2、 高圧商用電力の供給を日本政府が主導して早急かつ迅速に行うこと

以上



(様式1)

平成27年 7月 3日

京丹後市議会議長 様

会 派 名 清 風 ク ラ ブ
代表者氏名 吉 岡 和 信

調査研究等計画書

下記のとおり計画しましたので届け出ます。

記

- 1 日程 平成27年 7月 6日(月)～7(火)
- 2 場所 ①広島県府中市役所 広島県府中市府川町 315
TEL 0847-43-7111 (代表)
②島根県雲南市役所 島根県雲南市木次町木次 1013-1
TEL 0854-40-1000(代表)
- 3 目的 ①府中市議会議会議員倫理条例の研修
②移住・定住促進対策について
市のブランド化政策について
- 4 該当する政務活動費の使途項目
①研修費
②研修費
- 5 概算経費 160,078 円 (交通費&宿泊代)
- 6 参加議員名 吉岡和信・谷口雅昭・中村 雅・芳賀裕治・堀 一郎・松本経一
由利敏雄 (以上7名)
- 7 参考添付資料等
①予定スケジュール
②詳細質問事項
③経費請求書

予定スケジュール

<p>7月6日 (月)</p>	<p>峰山 久美浜 丹後鉄道 豊岡 (特急)はまかぜ 2号 姫路 ひかり 495号 ⇒ 6:26 7:03 7:18 7:24 8:55 9:33 ⇒ 福山(南口) 徒歩 約5分 出雲ロイヤルホテル(泊) 10:17 (福山駅前店) TEL 0853-23-7211 トヨタレンタカー営業所 ⇒ レンタカーご利用 視察 TEL 084-973-0100</p>
<p>7月7日 (火)</p>	<p>◎レンタカーにて視察 トヨタレンタカー 豊岡駅前営業所 7月7日は19:00まで営業 7月8日は午前8時から営業 ※7月8日 午前10時までには返車ください。</p>

ジェイティービー代理業
 (JTB総合提携店)
 (株)さとうラベルサービス
 豊岡店営業所(アイティ3階)
 TEL 0796-22-0007
 FAX 0796-22-0008

詳細質問事項（島根県雲南市）

（1）移住・定住促進対策について

- ・移住についての情報発信の手段、方法
- ・市民の役割はどのようなものがあるか
- ・定住推進委員の役割は
- ・交流促進として、婚活事業のイベントは開催しているか
- ・空き家対策としての活用があるか

（2）市のブランド化政策について

詳細質問事項（広島県府中市）

- 1 府中市議会議員倫理条例について
 - ① 条例制定に至る経緯と背景について
 - ② 対象を議員だけにして、市長なども加えた倫理条例にしなかった理由について
 - ③ 第4条で請負契約辞退を2親等の範囲にした理由について
 - ④ 第5条で議員も審査の請求ができることにした理由について

- 2 倫理条例の制定における影響について
 - ① 条例制定の前後で変化があったか
 - ② 最高裁判決後の状況について
 - ③ 倫理条例に関し、市民や議員、市職員、企業などの受け止めはどうか

- 3 仮に京丹後市政治倫理条例を府中市の例にならって改正する際、注意すべき点などあればご教示願いたい

ご旅行代金ご請求書

清風クラブ 御一行様

合計 160,078 円

府中・雲南

2015年 7月 6日(月)～ 7月 7日(火)

摘 要	単 価	人 員	合 計
峰山⇒豊岡 乗車券 お手帳割引 (ご本人・介護)	390 円	6 人	2,340 円
久美浜⇒豊岡 乗車券	290 円	1 人	290 円
豊岡⇒福山 JR乗車券 お手帳割引 (ご本人・介護)	2,210 円	6 人	13,260 円
豊岡⇒福山 JR乗車券	4,430 円	1 人	4,430 円
特急はまかぜ 2号 指定席特急券(乗り継ぎ割引)	740 円	7 人	5,180 円
ひかり495号 指定席特急券	3,000 円	7 人	21,000 円
トヨタレンタカー WCクラス ハイエース10人乗り 基本	47,088 円	1 台	47,088 円
トヨタレンタカー 福山⇒豊岡 乗り捨て料金	16,740 円	1 台	16,740 円
7/6 出雲ロイヤルホテル 1泊食事なし シングル	6,950 円	7 人	48,650 円
6/26付 お取消 (JR+丹後鉄道 払い戻し)	1,100 円	1 人	1,100 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
小 計	円	7 人	160,078 円
お 申 込 金	△ 円	7 人	△ 0 円
合 計	円	7 人	160,078 円

(税 込)

平成27年6月30日

ジェイティービー代理業
 (JTB総合提携店)
 株式会社さとうトラベルサービス
 豊岡店営業所(アイティ3階)
 兵庫県豊岡市大手町340
 電話(0796)-22-0007
 FAX(0796)-22-0008
 作成 松本 健資

(様式2)



平成27年 7月31日

京丹後市議会議長 様

会 派 名 清 風 ク ラ ブ
代表者氏名 吉 岡 和 信

調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 日程 平成27年 7月 6日(月)・7日(火)
- 2 場所 ①広島県府中市役所 広島県府中市府川町 315
②島根県雲南市役所 島根県雲南市木次町木次 1013-1
- 3 目的 ①府中市議会議員政治倫理条例の研修
②移住・定住促進対策について
市のブランド化政策について
- 4 該当する政務活動費の使途項目
調査研究費
- 5 支出経費の内訳と金額 別紙資料①参照

①交通費&宿泊代	160,078 円
②お菓子代	3,100 円
合 計	163,178 円
- 6 参加議員名
吉岡和信・松本経一・谷口雅昭・中村 雅・芳賀裕治・堀 一郎
由利敏雄 (以上7名)
- 7 調査研究成果の概要、所見
別紙 視察報告書 参照

府中市視察報告書

京丹後市議会清風クラブ

1、視察項目

府中市議会議員政治倫理条例について

2、視察概要

府中市議会議員政治倫理条例の制定の背景や過程、および条例の「議員の2親等以内の親族の経営する企業の工事請負契約辞退」に係る最高裁判決の詳細な内容などについて、議会事務局の担当者から説明を受けた。

3、視察に至る状況概要

京丹後市議会は、平成17年6月に京都府内の議会として初めて政治倫理条例を制定した。これは当時の政治状況を背景に議員発議によって上程され、賛成多数で可決されたものである。しかし、提案された条例案には、努力義務ではあったものの、議員の親族の経営する企業に市との取引を辞退させる趣旨の項目があったため、この項目を巡り、憲法で定められた基本的人権を侵害するのではないかと指摘する意見もあった。条例制定において大きな争点だったものの、当時はこれについての明確な判例がなかったため、合憲かどうかについて意見が分かれる形での可決だった。その後、京丹後市議会ではさまざまな議論を経てこの項目を削除するなどの改正を重ね、平成24年12月以降、現在の条例で運用している。

一方、広島県府中市の府中市議会議員政治倫理条例には、議員の2親等以内の親族が経営する企業の工事契約辞退の項目があり、この扱いを巡って起こされた訴訟について、平成26年5月、最高裁が市敗訴の広島高裁の判決を一部破棄し、差し戻し判決を出した。この判決については、「議員の2親等以内の親族が経営する企業の、工事請負辞退が明記された政治倫理条例は合憲」とマスコミ等でも大きく報じられた。

府中市議会議員政治倫理条例と京丹後市政治倫理条例の主な違いは下記の通りである。

項目	京丹後市	府中市
対象者	市長・副市長・教育長・議員	議員のみ
親族企業の規制	なし	2親等以内
審査請求権	市民のみ	市民および議員
審査会の構成	議員以外	議員のみ

京丹後市条例にはない2親等規制や議員も審査請求できること、などの点からみれば

ば、京丹後市条例よりも規制の強い倫理条例であるといえる。

今回、政治倫理条例における議員の2親等規制について最高裁が一定の結論を出したことから、京丹後市政治倫理条例にも2親等規制が必要かどうかについて検証するため、府中市議会議員政治倫理条例の制定の経緯や、議員の親族の企業が市との取引を辞退する義務に係る最高裁判決のポイントなどについて、直接担当者から詳細を聞くこととした。

4、所見

府中市議会政治倫理条例に関し、裁判で争われたのは、議員の2親等以内の親族が経営する企業の市の工事請負規制（条例第4条）の違法性と、当該議員が2親等以内の親族企業に対して辞退届を出す努力規定（条例第4条3項）に反したとして、条例に基づいて議会において警告や決議を受けたことの違法性である。

最高裁の判決について、府中市議会事務局議事課長から判決要旨を要約し解説を受けたが、結論から言うと次のとおりである。

「議員の2親等以内の親族が経営する企業の工事請負規制」（条例4条）の規制目的と規制範囲については、2親等規制の目的は市民の信頼を確保するため正当なものであり、2親等という規制の範囲は目的に照らして広範囲過ぎない。

規制の内容・程度の適否については、当該企業の辞退の努力義務（条例第4条）にかかわらず、仮に当該企業が辞退しなくても、辞退を法的に強制する規定が条例になく、また辞退届を出さなくても市が当該企業との工事請負契約を通常と変わりなく行っているのであれば、条例は憲法に違反しない。

また、「当該議員に対して2親等以内の親族企業に対して辞退届を出す努力と、履行しなかった場合の警告や議員辞職勧告の措置」（条例第4条3項）（条例第9条2項）の程度の適否については、当該議員が親族企業に対し、工事請負の辞退届をだすよう努力規定が明記されているにもかかわらず、辞退するよう企業に働きかけを行わず、条例に基づいて警告や議員辞職勧告等の措置を受けたとしても、議員の地位を失わせるほどの法的な強制力がないため、条例第4条3項は憲法に違反しない。というものである。

この判決の2親等規制の部分を整理すると、条例に2親等規制を明記しても、実際に企業が罰則や入札資格の制限を受けることなどが条例に記載してなければ、条例は憲法に違反しない、ということである。

言い換えれば、2親等規制のある企業が辞退届を出さなくても罰則などがなければ、実態として当該企業にとっては営業の自由は保障される、ということである。事実府